

障害者福祉のお知らせ

問 福祉課障害者福祉係 内 2 1 2 2

障害者総合支援法に改正されます

4月1日から、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」へ改正されます。

障害者総合支援法では、新しい対象者として「難病患者等※」の方々が、障害福祉サービスを利用することが可能となります。

※難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）および関節リウマチが対象範囲

難聴児の補聴器購入費を助成します

難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を

支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方

診断書料等補助金の対象範囲を拡大します

町では、4月1日から診断書料等補助金の対象範囲を拡大し、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断書の取得に係る経費についても、5,000円を上限として助成します。

手続きに必要なもの 印鑑、診断書作成に係る領収書、振込先の口座番号のわかるもの

ふれあい福祉センターの 指定管理者が決まりました



4月1日から、伊奈町ふれあい福祉センターの事業および維持管理業務を社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会が『指定管理者』として運営することになりました。

指定管理者が行う主な業務

- 生活介護事業……………障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業所「まつぼっくり」として生活介護事業を実施します。
- 心身障害児通園事業…ふれあい福祉センター心身障害児通園施設において心身に障害のある児童の集団生活への適応を促すとともに、家庭療育の充実を目的とした事業を実施します。
- 福祉活動支援事業……ボランティア団体、福祉団体等の活動支援および福祉機器リサイクル事業等を実施します。

指 定 の 期 間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

問 伊奈町社会福祉協議会 ☎ 7 2 2 - 9 9 9 0

申請窓口が 変わります

4月1日から、未熟児養育医療と自立支援医療（育成医療）の申請窓口が鴻巣保健所から役場の各担当に変更されます。

●未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児が指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度です。

問 健康増進課（保健センター）
☎ 7 2 0 - 5 0 0 0

●自立支援医療（育成医療）

身体に疾患のある18歳未満で、治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる児童で、指定育成医療機関において必要な治療を行うための医療費の一部を支給する制度です。

問 福祉課障害者福祉係 内 2 1 2 2

任意の予防接種を助成します

- 接種方法 医療機関に直接予約（予診票は各医療機関にあります） 問 健康増進課（保健センター）
○持ち物 母子健康手帳（小児）、健康保険証 電 720-5000

高齢者用肺炎球菌ワクチン

高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種した方に費用の一部を助成しています。肺炎球菌が引き起こす主な病気として、肺炎・気管支炎などの呼吸器感染症のほか、副鼻腔炎・中耳炎・髄膜炎などがあります。

この高齢者用肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌からの予防を目的としたワクチンです。

このワクチンの接種により80種類以上ある肺炎球菌の型のうち、23種類に対して免疫をつけることができ、肺炎予防効果や重症化を防ぐ効果が期待されます。

接種回数	対象者	助成金額
1回（5年以上あけて再接種可）	70歳以上の町民の方	3,000円 ※差額は本人負担

※桶川・北本・鴻巣市内で町と契約をしている医療機関で接種可能です。

ロタウイルスワクチン

平成25年4月1日以降にロタウイルスワクチンを接種した方に費用の一部を助成します。

ただし、町内の医療機関で接種した場合のみ助成対象となりますので、詳しくは「平成25年度伊奈町保健事業のお知らせ」をご覧ください。

対象	助成金額
生後6週～24週までの児	1回3,000円（2回まで助成） ※差額は本人負担

ロタウイルスは乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の原因となるウイルスの1つです。症状として嘔吐、水のような下痢を繰り返し、発熱を伴います。通常これらの症状は1週間程度で治りますが、重症になると、嘔吐と下痢により体の水分が失われ、脱水症状が続いたり、けいれん、まれに急性脳炎、脳症などの合併症があります。ロタウイルス胃腸炎になると、原因となるウイルスに対する薬剤がないため、症状をやわらげるしかありませんが、ワクチン接種により免疫をつけることで予防することができます。

小児用肺炎球菌 ・ ヒブ ・ 子宮頸がん予防

3ワクチンが定期接種化されました

これまで任意予防接種として実施されてきた3ワクチンが定期接種となりました。

対象者については下表のとおりです。

種類	対象者
①小児用肺炎球菌ワクチン	0歳児から5歳に至るまでの児※
②ヒブワクチン	
③子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生から高校1年生相当の女子 ※ただし、標準的な接種は中学1年生

※「至るまで」とは、「誕生日の前日まで」をいいます。

予防接種について詳しくは「平成25年度伊奈町保健事業のお知らせ」をご覧ください。

問 健康増進課（保健センター） 電 720-5000

小児慢性特定疾患医療給付の継続申請の受付を開始します

- 対象 現在受給者証をお持ちの方で、引き続き治療が必要な20歳未満の方
期間 5月10日(金)から6月14日(金)まで（土・日曜日は除く）
場所 鴻巣保健所
必要書類 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書など
※お持ちの受給者証に記載の住所地を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます。
問 鴻巣保健所 電 048-541-0249